

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札・応募 者数	
料金後納郵便料 一式	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 平岡 宏友 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1	令和6年4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田区大手 町2-3-1	1010001112577	郵便法又は民間事業者による信書 の送達に関する法律に規定する郵 便及び信書の送達が可能な事業者 は、日本郵便株式会社以外に競争 を許さないことから、会計法第29 条の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ハ))	2,482,571円	@110円/通ほか	100.0%					単価契約 令和6年度支払実 績額 2,482,571円
水道料 4,230立方メートル	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 平岡 宏友 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1	—	名古屋上下水道局 愛知県名古屋市中区 三の丸3-1-1	3000020231002	予算決算及び会計令第102条の2に 基づき長期継続契約を行っており、 かつ行政需要に適合した供給を行え る事業者が特定されており、契約価 格の競争による契約相手方の選定 を許さないことから、会計法第29条 の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ロ))	—	—	—					長期継続契約 単価契約 令和6年度支払実 績額 2,773,195円
財務省機関間通信設備の構築 業務 一式	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 平岡 宏友 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1 ほか19官署	—	KDDI株式会社 東京都千代田区大手 町1-8-1	9011101031552	予算決算及び会計令第102条の2に 基づき長期継続契約を行っており、 当初要求要件を満たす業者の中か ら最も廉価な業者を契約相手方とし て決定し、継続して使用するもので あり、競争を許さないことから会計法 第29条の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ロ))	—	—	—					長期継続契約 令和6年度支払実 績額 1,092,300円
電話料 一式	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 平岡 宏友 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1	—	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸1-7-1	9010401052465	予算決算及び会計令第102条の2に 基づき長期継続契約を行っており、 かつ行政需要に適合した供給を行え る事業者が特定されており、当初要 求要件を満たす事業者の中から最も 廉価な事業者を契約相手方として決 定し、継続して使用するものであり競 争を許さないことから、会計法第29 条の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ロ))	—	—	—					長期継続契約 単価契約 令和6年度支払実 績額 4,252,753円

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就 職の 役員 の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札・応募 者数	
ガス料 60,685立方メートル	分任支出負担行為担当官 東海財務局静岡財務事務所 長 山口 恒 静岡県静岡市葵区追手町9- 50 ほか6官署	—	静岡ガス株式会社 静岡県静岡市駿河区 八幡1-5-38	4080001002686	予算決算及び会計令第102条の2に 基づき長期継続契約を行っており、 かつ行政需要に適合した供給を行え る事業者が特定されており、契約価 格の競争による契約相手方の選定 を許さないことから、会計法第29条 の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ロ))	—	—	—					長期継続契約 単価契約 令和6年度支払実 績額 8,951,265円 分担契約 分担実績額 801,509円
水道料 6,521立方メートル	分任支出負担行為担当官 東海財務局静岡財務事務所 長 山口 恒 静岡県静岡市葵区追手町9- 50 ほか6官署	—	静岡市上下水道局 静岡県静岡市葵区七 間町15-1	8000020221007	予算決算及び会計令第102条の2に 基づき長期継続契約を行っており、 かつ行政需要に適合した供給を行え る事業者が特定されており、契約価 格の競争による契約相手方の選定 を許さないことから、会計法第29条 の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ロ))	—	—	—					長期継続契約 単価契約 令和6年度支払実 績額 1,332,145円 分担契約 分担実績額 90,458円
ガス料 28,556立方メートル	分任支出負担行為担当官 東海財務局静岡財務事務所 沼津出張所長 岡庭 泰紀 静岡県沼津市市場町9-1 ほか6官署等	—	静岡ガス株式会社東 部支社 静岡県沼津市岡一色 809	4080001002686	予算決算及び会計令第102条の2に 基づき長期継続契約を行っており、 かつ行政需要に適合した供給を行え る事業者が特定されており、契約価 格の競争による契約相手方の選定 を許さないことから、会計法第29条 の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ロ))	—	—	—					長期継続契約 単価契約 令和6年度支払実 績額 4,565,902円 分担契約 分担実績額 439,211円

(注1)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ)条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ)地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)

(ハ)郵便に関する料金(書信に係るものであって料金を後納するもの。)

(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。